

## 業務No②₃ ○〇地区整地道路その他実施設計業務

### 一般競争入札の実施に係る掲示

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

なお、本件は競争参加表明書（以下「参加表明書」という。）及び技術資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

平成24年3月29日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部  
本部長 大西 誠

#### 1 業務概要

- (1) 業務名 東武動物公園駅西口地区 整地道路その他実施設計業務  
(2) 業務内容 本業務は、東武動物公園駅西口地区土地区画整理事業において、これまでの基本検討成果等を基として、以下に掲げる各種検討、構造計算、図面作成及び数量計算等の実施設計を行い、工事発注に必要な図書を作成することとする。

①整地設計	3.7ha
②道路設計	0.89km
③電線共同溝(基本・実施)設計	0.38km
④駅前広場(基本・実施)設計	3,500 m <sup>2</sup>
⑤下水道設計	0.47km
⑥街区公園(基本・実施)設計	1,500 m <sup>2</sup>
⑦工事展開検討	一式

- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成25年1月31日（予定）まで

#### 2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。  
(2) 当機構関東地区における平成23・24年度測量等建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、「土木設計」の認定を受けていること。  
(3) 平成13年度以降（平成13年4月1日から参加表明書提出期限まで）において、当機構又は公的機関（国、地方公共団体、公社、独立行政法人又は都市計画法第12条1項※1及び第29条1項※2に則った事業の施行者）が発注し、完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、宅地造成事業における整地設計の面積が3.0ha以上の実施設計業務及び駅前広場設計又は交通広場設計の面積が3,500m<sup>2</sup>以上の実施設計、もしくは宅地造成事業における整地設計の面積が1.0ha以上の実施設計及び道路設計の延長が400m以上の実施設計の実績を1件以上有する者である

こと。

なお、実績は別業務でも可とする。ただし、既存設計の修正又は変更に伴う実施設計は不可。

※1 (都市計画区域の土地区画整理法による土地区画整理事業など市街地開発事業に関する事業手法の定め。)

※2 (都市計画区域又は準都市計画区域内の開発行為に必要な許可の定め。)

(4) 次に掲げる基準を満たす予定管理技術者を当該業務に配置できること。

① 下記のいずれかの資格等を有する者であること。

・技術士【建設部門（道路もしくは都市及び地方計画）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

・RCCM（道路もしくは都市及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

② 平成13年度以降（平成13年4月1日から参加表明書提出期限まで）において完了（再委託による業務の実績は含まない）した業務のうち、駅前広場設計又は交通広場設計の面積が3,500m<sup>2</sup>以上の実施設計、もしくは道路設計の延長が400m以上の実施設計の実績（別業務でも可）を1件以上有する者であること。

③ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日時点において、当該企業と雇用関係があること。

(5) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。

### 3 総合評価に係る事項

#### (1) 総合評価の方法

① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記②の「価格評価点」と下記③により得られた「技術評価点」との合計値をもって行う。

② 価格点の評価方法は、以下のとおりとし、価格点は30点とする。

$$\text{価格評価点} = 30 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

③ 技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。

$$\text{技術評価点} = 60 \times \text{技術点} / \text{技術点の満点}$$

また、技術点の算出は、申請書及び資料の内容に応じ、下記の評価項目毎に評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は60点とする。

- ・企業の経験及び能力
- ・予定管理技術者の経験及び能力
- ・実施方針
- ・評価テーマに関する技術提案

## (2) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と「企業の経験及び能力」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」及び「評価テーマに関する技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)によって得られる数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

## 4 入札手続等

### (1) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成24年3月29日（木）から平成24年5月23日（水）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く）

交付場所：〒163-1313

東京都新宿区西新宿6-5-1新宿アイランドタワー15階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

設計部 基盤整備チーム

電話03-5323-0933

交付方法：あらかじめ受理日時を連絡の上、交付場所に訪問するものとする。宅配便による交付を希望する場合も交付場所に連絡すること。ただし、交付資料については無償とするが、着払いにて送付するので送料は交付希望者の負担とする。

### (2) 申請書及び資料の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成24年4月13日（金）午後5時

提出場所：上記(1)交付場所と同じ

提出方法：あらかじめ提出日時を連絡のうえ持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

### (3) 入札の日時、場所及び提出方法

提出期限：平成24年5月23日（水）午前9時半から午後2時まで（ただし、正午から午後1時を除く。）

提出場所：163-1313 東京都新宿区西新宿6-5-1新宿アイランドタワー13階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 総務部契約チーム

提出方法：持参又は同日同時刻必着での書留郵便による郵送とする。電送によるものは受け付けない。

(4) 開札の日時及び場所

日時：平成24年5月24日午後2時（予定）

場 所：163-1313 東京都新宿区西新宿6-5-1新宿アイランドタワー13階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 入札室

※開札の日時、場所については、競争参加資格通知の際に通知するので  
注意すること。

(5) 再公募

当該業務において入札に参加する関係法人が1者だった場合は、当該手続を中止し再公募を実施する。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 入札の無効

本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 問い合わせ先

① 申請書及び資料について

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

設計部 基盤整備チーム

電話03-5323-0933

② 平成23・24年度の競争参加資格について

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

総務部契約チーム

電話03-5323-0637

(5) 公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力ををしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了知願います。

①公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ、当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ロ、当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

②公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- イ、当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ロ、当機構との間の取引高
- ハ、総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

ニ、1者応札又は1者応募である場合はその旨

③当方に提供していただく情報

- イ、契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ロ、直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

(6) 詳細は入札説明書による。

以 上

## 入札説明書

独立行政法人都市再生機構東日本支社の東武動物公園駅西口地区整地道路その他実施業務に係る掲示に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本件は競争参加表明書（以下「参加表明書」という。）及び技術資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

### 1 入札公告の掲示日

平成24年3月29日

### 2 発注者

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 大 西 誠

### 3 業務概要

(1) 業務名 東武動物公園西口地区整地道路その他実施設計業務

(2) 業務内容

本業務は東武動物公園西口地区土地区画整理事業に関する予備設計に基づき、現況、各種法令基準等と整合を図りつつ本業務に係る各種検討を行い、課題の整理、計画立案を行うと共に、今後の工事実施に必要な設計図面・数量計算等工事関係図書及び関係機関協議図書作成に必要な次の業務を行う。

①整地設計	3.7ha
②道路設計	0.89km
③電線共同溝（基本・実施）設計	0.38km
④駅前広場（基本・実施）設計	3,500m <sup>2</sup>
⑤下水道設計	0.47km
⑥街区公園（基本・実施）設計	1,500m <sup>2</sup>
⑦工事展開検討	一式

なお本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

#### 評価テーマ

駅前広場設計における歩行者動線及び自由通路などを考慮した設計上の留意点について

### (3) 業務の詳細な説明及び成果品

別添「仕様書」のとおりとする。

### (4) 履行期間

契約締結日の翌日から平成25年1月31日まで

### (5) 履行場所

原則として落札者の事務所とする。

### 4 競争参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

(2) 当機構関東地区における平成23・24年度測量等建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、「土木設計」に係る「業種区分」の認定を受

けていること。

- (3) 建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）による『道路部門』及び『下水道部門』の登録がなされていること

【※上記は、複合設計の場合であり、橋梁設計等の場合は、鋼構造及びコンクリート部門の登録がなされていること】

- (4) 平成13年度以降（平成13年4月1日から参加表明書提出期限まで）において、当機構又は公的機関（国、地方公共団体、公社、独立行政法人又は都市計画法第12条1項※1及び第29条1項※2に則った事業の施行者）が発注し、完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、宅地造成事業における整地設計の面積が3.0ha以上の実施設計業務及び駅前広場設計又は交通広場設計の面積が3,500m<sup>2</sup>以上の実施設計、もしくは宅地造成事業における整地設計の面積が1.0ha以上の実施設計及び道路設計の延長が400m以上の実施設計の実績を1件以上有する者であること。

なお、実績は別業務でも可とする。ただし、既存設計の修正又は変更に伴う実施設計は不可。

※1（都市計画区域の土地区画整理法による土地区画整理事業など市街地開発事業に関する事業手法の定め。）

※2（都市計画区域又は準都市計画区域内の開発行為に必要な許可の定め。）

- (5) 次に掲げる基準を満たす予定管理技術者を当該業務に配置できること。

予定管理技術者については下記のア)、カ)、エ)に示す条件を満たす者であり、イ)の実績を有する者であることとする。なお、競争参加資格の要件を満たす複数の管理技術者を配置することもできるが、その場合は「予定管理技術者の経験及び能力」に係る得点が、最も低い技術者の「評価点の合計値」をもって評価するものとする。

ア) 下記のいずれかの資格を有する者

- ・技術士【建設部門（道路もしくは都市及び地方計画）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・RCCM（道路もしくは都市及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

イ) 平成13年度以降（平成13年4月1日から参加表明書提出期限まで）において完了（再委託による業務の実績は含まない）した業務のうち、駅前広場設計又は交通広場設計の面積が3,500m<sup>2</sup>以上の実施設計、もしくは道路設計の延長が400m以上の実施設計の実績（別業務でも可）を1件以上有する者であること。

カ) 平成24年3月31日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が、4億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務。

エ) 予定管理技術者は、参加表明書の提出期限日時点において、当該企業と雇用関係があること。また、「雇用関係」が確認できる資料を添付すること。なお、社員でないことが判明した場合、「虚偽の記載」として取扱う。

(6) 参加表明書及び技術資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(7) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。

## 5 総合評価に係る事項

### (1) 総合評価の方法

① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記②の「価格評価点」と下記③により得られた「技術評価点」との合計値をもって行う。

② 価格点の評価方法は、以下のとおりとし、最高点は30点とする。

価格評価点=価格点×(1-入札価格/予定価格)

- (3) 技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。

技術評価点=60×技術点/技術点の満点

また、技術点の算出は、申請書及び資料の内容に応じ、下記の評価項目毎に評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は60点とする。

- ・企業の経験及び能力
- ・予定管理技術者の経験及び能力
- ・実施方針
- ・評価テーマに関する技術提案

(2) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と「企業の経験及び能力」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」及び「評価テーマに関する技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

(3) 技術点を算出するための基準

申請書及び資料の内容について、以下の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

1) 参加表明者（企業）の経験及び能力

評価項目	評価の着目点			評価のウェート
	判断基準			
企業の能力の評価	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	(様式-8) ・機構発注の同種業務に関する平成20年度以降の評定点について、実績がある場合は、掲示日から直近5件（通知日で判断）を記載すること。
				(様式-9) ・国土交通省局長表彰の過去10年間における業務の優良業務表彰の実績があれば、掲示日から直近5件（通知日で判断）を記載すること。

2) 予定技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点			評価のウェート
	判断基準			
管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	(様式-2) 技術者資格を下記の順位で評価する。【※複合設計の場合】 ①技術士【建設部門（道路もしくは都市及び地方計画）】を有する。 ②RCCM（道路もしくは都市及び地方計画）を有する。 なお、上記以外の場合は選定しない。	① 5.0 ② 2.5 ③ 0.0
			(様式-2.3) 過去10年以内に完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が2件以上ある。 ②同種業務の実績が1件ある。 ③類似業務の実績のみである。 なお、業務実績が無い場合は選定しない。 ※記載する業務は3件とし、1件につき1枚以内に記載する。 ※業務実績については管理技術者としての実績でなくても良い。 ※同種・類似業務の定義は以下のとおりとする。 ・同種業務：駅前広場設計又は交通広場設計の面積が3,500m <sup>2</sup> 以上の実施設計 ・類似業務：道路設計の延長が400m以上の実施設計	① 10.0 ② 5.0 ③ 0.0
	専門技術力	業務執行技術力	(様式-2) 下記の項目に該当する場合は、選定しない。 ・手持ち業務量の契約金額が4億円以上、又は手持ち業務の件数が、10件以上 ※手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務を指す	数値化しない（参考値）
			(様式-7) 下記団体推奨のCPD取得単位を下記の順位で評価する。 ・(社)建設コンサルタント協会（推奨単位：50単位/年） ・(社)日本都市計画学会（推奨単位：50単位/年） ・(社)日本技術士会（推奨単位：50CPD時間/年） ①各団体推奨単位以上を取得 ②各団体推奨単位の70%以上を取得 ③各団体推奨単位の70%未満の取得、又は取得していない場合 ※学習履歴証明書を添付すること。	① 5.0 ② 2.5 ③ 0.0
	成績・表彰	専門技術力	(様式-2) ・国土交通省関東地方整備局発注業務で過去10年間の優秀技術者表彰の実績があれば、全て記載すること。	数値化しない（参考値）
			小計	20.0

3) 業務の実施方針等

評価項目	評価の着目点		評価のウエート
		判断基準	
実施方針・実施フロー・実施体制他	業務理解度	(様式-11) 業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 【評価の視点】 <ul style="list-style-type: none"><li>・上位計画（既存調査報告書等）の把握</li><li>・現地踏査による地区特性及び既存施設の把握</li><li>・業務目的と業務内容の明示</li><li>・業務のコントロールポイントの明示</li><li>・業務実施上の課題と対応方針の明示</li></ul>	5.0
	実施フロー	(様式-12) 業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 【評価の視点】 <ul style="list-style-type: none"><li>・現地調査（現地踏査）の実施</li><li>・適用基準、指針等設計条件の明示</li><li>・設計内容・設計量に対応した業務実施フロー</li><li>・各種設計工種の相互関係の整理</li><li>・設計打合せ計画の明示</li></ul>	5.0
	実施体制	(様式-14) 業務内容に応じた適正な実施体制が組まれており、担当技術者が、資格や実績等を考慮した適正な配置になっている場合に優位に評価する。 【評価の視点】 <ul style="list-style-type: none"><li>・業務内容・設計量に対応した実施体制</li><li>・業務種別の実施体制（配置技術者数）</li><li>・同種又は類似業務経験のある担当技術者の配置</li><li>・同種又は類似業務経験のある照査技術者の配置</li><li>・社内バックアップ体制</li></ul> <p>※実施体制において、担当技術者の資格や実績等を記載した場合は、それらが確認できる資料を添付すること。</p> <p>※同種・類似業務の定義は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・同種業務：駅前広場設計又は交通広場設計の面積が 3,500 m<sup>2</sup>以上の実施設計</li><li>・類似業務：道路設計の延長が 400m 以上の実施設計</li></ul>	10.0
小計			20.0

4) 評価テーマに関する技術提案

評価テーマ	評価基準	評価のウエート
駅前広場設計における歩行者動線及び自由通路などを考慮した設計上の留意点について	(様式-11) 必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が記載され、記載内容の適確性・実現性について説得力（記載内容を裏付ける類似実績等が明示）がある場合に優位に評価する。	20.0
小計		20.0
計		60.0

## 6 担当支社等

### ① 申請書及び資料について

〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号（新宿アイランドタワー15階）

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部設計部基盤整備チーム

電話：03-5323-0933

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時までとする。（ただし、正午から午後1時の間は除く）

### ② 平成23・24年度の競争参加資格について

〒163-1313 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号（新宿アイランドタワー13階）

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 総務部契約チーム

電話03-5323-0637

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時までとする。（ただし、正午から午後1時の間は除く）

## 7 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、参加表明書及び技術資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4(2)の認定を受けていない者も次に従い参加表明書及び技術資料を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(7)までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4(2)に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに参加表明書及び技術資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：平成24年3月30日（金）から平成24年4月13日（金）までの土曜日、日曜日及び祭日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。（ただし、正午から午後1時の間は除く）

- ② 提出場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号（新宿アイランドタワー15階）

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部設計部基盤整備チーム

電話：03-5323-0933

土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前10時から午後4時までとする。（ただし、正午から午後1時の間は除く）

- ③ 提出方法：あらかじめ提出日時を連絡のうえ持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 参加表明書は様式一1から様式一9により作成すること。

- (3) 技術資料は次に従い、様式一10から様式一13により作成すること。

なお、4に掲げる業務の実績及び予定管理技術者の業務の経験については、平成13年度以降に、業務が完了し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

### ① 登録状況

当機構関東地区における平成23・24年度測量等建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、「土木設計」に係る「業種区分」の認定を受けていることが確認できる資料を添付すること。但し、申請書及び資料の提出期限の日に認定を受けていない場合については、開札の時までに認定を受けていることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。

### ② 企業の経験及び能力

4に掲げる業務の実績について様式一2に記載すること。

### ③予定管理技術者の経験及び能力

予定管理技術者の資格、4に掲げる業務の実績について、様式一2、様式一3に記載すること。

### ④実施方針

業務の理解度及び実施体制について、様式一4に記載すること。また、実施体制に係る技術者の資格、経験等について様式一5に記載すること。

### ⑤評価テーマに関する技術提案

評価テーマに関する技術提案について、様式一14に記載すること。記載にあたってはA4判1枚とする。(文字サイズは10ポイント以上とする。)

### ⑥契約書(仕様書を含む)の写し

②及び③の業務の実績として記載した業務に係る契約書(仕様書を含む)の写しを提出すること。ただし、当該業務が財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)」に登録されている場合は、業務カルテの写しを提出すること。

### ⑦技術資料の閲覧

技術資料の作成に当たり、以下の資料を閲覧することができる。

なお、閲覧に当たっては、事前に下記へ閲覧日時を連絡の上、閲覧すること。

・資料名:「東武動物公園駅西口地区事業計画策定業務 設計報告書 平成23年3月」

・閲覧場所:東京都新宿区西新宿六丁目5番1号(新宿アイランドタワー13階)

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

設計部基盤整備チーム 電話:03-5323-0933

・閲覧期間:技術資料の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。(ただし、正午から午後1時の間は除く)

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成24年5月8日(火)に通知する。

### (5) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された申請書及び資料は、返却しない。

③ 提出された申請書及び資料については、本業務の入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

④ 提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は、認めない。

## 8 苦情申立て

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

① 提出期限: 平成24年5月15日(火)午後5時

② 提出場所: ⑥②に同じ。

③ 提出方法: 提出場所へ持参するものとする。

(2) 契約担当役は、説明を求められたときは、平成24年5月22日(火)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

(3) 契約担当役は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

(4) 契約担当役は、(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

## 9 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)

により提出すること。

- ① 提出期限： 平成24年5月14日（月）午後5時
- ② 提出場所： 6 ②に同じ。
- ③ 提出方法： あらかじめ提出日時を連絡の上、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

- ① 期間： 平成24年5月21日（月）から平成24年5月23日（水）までの毎日、午前10時から午後5時まで
- ② 場所： 6 ②に同じ。

#### 10 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

##### (1) 入札

日時：平成24年5月23日（水） 午前9時半から午後2時まで

（ただし、正午から午後1時を除く。）

場所：〒163-1313 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

（新宿アイランドタワー13階）

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 総務部契約チーム

電話03-5323-0637

提出方法：持参又は同日同時刻必着での郵便書留による郵送とする。電送によるものは受け付けない。

##### (2) 開札

日時：平成24年5月24日（木）午後2時（予定）

場所：〒163-1313 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

（新宿アイランドタワー13階）

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部入札室

#### 11 入札方法等

- (1) 入札書は、入札書の提出期限までに持参又は同日同時刻必着での書留郵便による郵送とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者がないときは、ただちに再度の入札を行うものとする。
- (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (5) 当該業務において入札に参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続を中断し、再公募を実施する。

#### 12 入札保証金及び契約保証金 免除

#### 13 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札及び別冊入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

#### 14 落札者の決定方法

- (1) 上記5(2)による。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が次に定める算定方法により得た額（「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を実施するものとする。

調査基準価格＝予定価格×7／10

低入札価格調査の内容については以下のとおり

- ・当該価格により入札した理由
- ・入札価格の内訳書
- ・入札価格の内訳書の明細書
- ・当該契約の履行体制
- ・予定管理技術社の手持ち業務の状況
- ・過去において受注、履行した同種・類似業務の名称及び発注者

15 手続における交渉の有無 無

16 契約書作成の要否等 要

契約書（様式は機構ホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.ur-net.go.jp/order/pdf/urdosekkeiyakkan230930.pdf>

17 支払条件

前払い金30%、部分払い、完成払い

18 関連情報を入手するための照会窓口

6に同じ。

19 その他

(1) 入札参加者は、機構ホームページ

<http://www.ur-net.go.jp/order/nyusatuyosiki.html>に掲載の〔入札（見積）心得書〕を熟読し、入札心得を厳守すること。

(2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書及び資料を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 落札者は、申請書及び資料に記載した予定管理技術者を当該業務に配置すること。

(4) 提出された申請書及び資料は返却しない。なお、提出された資料は、技術提案書の評価以外に提出者に無断で使用しない。なお、資料を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

(5) 本業務は業務成績評定対象業務として、受注者に対して、業務完了後、業務成績評定点を通知する。また、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

(6) 落札者は、重要な情報及び個人情報の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。また、別添「重要な情報及び個人情報の保護に関する特約条項」を業務請負契約書と併せて、同日付で締結するものとする。

(7) 当該業務の実施については、関係法令等を遵守すること。

(8) 本業務は、主たる部分の再委託は認めない。なお、主たる部分とは以下のとおりとする。

- ・設計の総合調整マネージメント
- ・設計の中核となる図面の作成
- ・打合せ及び内容説明

(9) 平成24年5月31日までに平成24年度予算に係る補助金の交付決定がなされなかつた場合は、契約締結日は平成24年6月1日以降、履行期間は平成24年6月1日以降から平成25年1月31日とする場合がある。

## 参 加 表 明 書

平成 24 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部  
本部長 大 西 誠 殿

提出者) 住所  
商号又は名称  
代表者氏名

作成者) 担当部署  
指名  
電話番号  
FAX

平成24年3月29日付で手続開始の掲示がありました「東武動物公園駅西口地区整地道路その他実施設計業務」に係る総合評価方式に基づく指名競争への参加について関心がありますので、技術資料を提出します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の各号の規定に該当する者でないこと及び参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

- 注 1) 参加表明書として様式-1~9 までを提出してください。  
注 2) 参加希望者は、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（430 円）の切手を貼った長 3 号封筒を参加表明書と併せて提出してください。

(様式-2)

## ・予定管理技術者の経歴等

会社名：

①氏名 ありがな	②生年月日				
③所属・役職					
④保有資格 ○○○○○○ (登録番号： 取得年月日： ) ○○○○○○ (登録番号： 取得年月日： )					
⑤同種又は類似業務経歴（過去 10 年以内、最大 3 件） ※TECRIS に登録されていない実績を記した場合は、その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。					
業務分類	業務名	発注機関	履行期間		
	TECRIS 登録番号：				
業務分類	業務名	発注機関	履行期間		
	TECRIS 登録番号：				
業務分類	業務名	発注機関	履行期間		
	TECRIS 登録番号：				
⑥手持ち業務の状況（平成 24 年 3 月〇日現在） (管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上の業務)					
業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額	
				(契約金額合計 万円)	
⑦平成 13 年度から平成 23 年度までに完了した業務の優秀技術者表彰、又は優良業務表彰の経歴 (〇〇地方整備局発注業務)					
⑧当該地域の業務実績（地域精通度の評価）(1 件) ※評価する場合					
業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	履行対象地域	契約金額

注 1) 業務分類には、入札説明書の 5. (3) 2) において定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

(様式-3)

・予定管理技術者の同種又は類似業務実績

会社名 :

業務分類	
業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の技術的特徴	<u>〇〇技術者として従事</u>
当該技術者の 業務担当の内容	

注 1) 業務分類には、入札説明書 5. (3) 3)において定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

注 2) 業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記載すること。

注 3) 〇〇技術者には、「管理」または「担当」技術者の各名称を記載すること。

注 4) 同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。

また、財団法人日本建設情報総合センター「測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) に登録されている場合は、その写しを、登録されていない場合は、その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

(様式-4)

・業務実施体制

会社名 :

分担業務の内容	備 考

注 1) 1社単独により、業務を実施する場合には記載する必要はない。

ただし、他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄に再委託の具体的な内容を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。また、業務の主たる部分を再委託してはならない。

(様式-5)

・参加表明者（企業）の過去10年間の同種又は類似業務実績

会社名：

業務分類	
業務名	
TECRIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
技術的特徴	

注1) 業務分類には、入札説明書6.3)(2)において定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

注2) 業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記載すること。

注3) 同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。

また、財団法人日本建設情報総合センター「測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に登録されている場合は、その写しを、登録されていない場合は、その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

(様式-6)

・建設コンサルタント登録規程に基づく登録状況

会社名 :

平成 23. 24 年度建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の資格認定  
書の写しを提出  
(原本を確認し、相違ない場合、写しを提出)



(様式-7)

・予定管理技術者の学習履歴

会社名 :

予定管理技術者の学習履歴証明書の写しを提出  
(原本を確認し、相違ない場合、写しを提出)

(様式-8)

・同種業務に関する評定点

会社名 :

業務名		
TECRIS 登録番号		
評定点		
契約金額		
履行期間		
発注機関名 住所 TEL		
業務の概要		

業務名		
TECRIS 登録番号		
評定点		
契約金額		
履行期間		
発注機関名 住所 TEL		
業務の概要		

注1) 都市機構発注の同種業務に関する評定点については、実績があれば記載すること。

(様式-9)

・平成 13 年度以降の企業の優良業務表彰の実績

会社名 :

業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

注 1) 表彰の実績がない場合には、記載する必要はない。

注 2) 発注機関は国、地方公共団体及び特殊法人とする。

注 3) 業務実績は代表的なものを 1 件記載する。

## 技術資料

業務名称：東武動物公園駅西口地区 整地道路その他実施設計業務

標記業務について、技術資料を提出します。

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 大 西 誠 殿

提出者)	住 所	印
	商号又は名称	
	代表者氏名	
作成者)	担当部署	
	氏 名	
	電話番号	
	FAX	
	E-mail	

- 注 1) 技術資料として、様式-10～13までを提出してください。  
注 2) 技術資料の文字サイズは 10 ポイント以上とし、提出枚数は、3枚(様式-10を除く)  
を上限とする。

・業務の実施方針

会社名：

業務の実施方針



(様式-13)

・業務実施体制

会社名 :

(様式-14)

・評価テーマに対する技術提案

会社名 :

評価テーマ：駅前広場設計における歩行者動線及び自由通路などを考慮した設計上の留意点について

注 1) 評価テーマに対する技術提案の作成にあたっては、曖昧な表現は避け、実施することを明確に記載すること。なお、曖昧な表現の場合は評価しない。

注 2) 提出者（設計共同体の構成員を含む）及び協力を求める学識経験者等を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。

以 上

# 東武動物公園駅西口地区整地道路その他実施設計

## 特記仕様書

### 第1章 総 則

#### 第1条 適用

本特記仕様書は「東武動物公園駅西口地区整地道路その他実施設計」(以下「本業務」という)に適用する。本業務を実施するにあたっては、本特記仕様書によるほか、土木設計業務等共通仕様書及び調査職員の指示による。

#### 第2条 設計位置

設計位置は別紙1に示す箇所を主たる位置とする。

#### 第3条 履行期間

本業務の履行期間は、契約を締結した翌日から平成25年1月31日とする。

#### 第4条 管理技術者

管理技術者は、技術士(業務に該当する部門)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはシビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)の資格保有者(業務に該当する部門)とする。

#### 第5条 照査技術者及び照査の実施

請負者は、本業務請負契約書第12条の規定に基づき、本業務の照査技術者を定め、機構に通知するものとする。

照査技術者は、技術士(業務に該当する部門)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはシビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)の資格保有者(業務に該当する部門)とする。

照査の実施にあたっては、別に定める「土木工事設計照査要領(案)別紙資料(抜粋)参照」に基づき実施し、照査報告書をとりまとめ、提出するものとする。

#### 第6条 打合せ

(1)設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

(2)設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し相互に確認しなければならない。

(3)管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

#### 第7条 業務計画書

(1)受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し調査職員に提出しなければならない。

(2)業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

・業務概要

・実施方針

・業務工程

・業務組織計画

- |               |              |
|---------------|--------------|
| ・打合せ計画        | ・成果品の内容、部数   |
| ・使用する主な図書及び基準 | ・連絡体制(緊急時含む) |
| ・照査計画         | ・その他(特記事項)   |

## 第8条 現地調査

受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地探査を行ない、設計業務等に必要な現地の状況を把握するものとし、現地探査を実施した結果及び現地写真を設計着手後、すみやかまとめて発注者に報告するものとする。

## 第9条 設計業務等の成果

成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。

### (1) 設計業務等成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務等の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

### (2) 設計計算書等

検討項目は、特記仕様書「第2章 業務内容」によるものとする。

### (3) 設計図面

設計図面は、別に定める土木工事設計図面作成要領を基本に特記仕様書「第2章業務内容」に示す方法等により作成するものとする。

### (4) 数量計算書

数量計算書は、特記仕様書「第2章業務内容」に示す方法等により工事別・箇所別・工種別に取りまとめるものとする。

ただし、調査職員が指示した概算数量表を作成する。

### (5) 概算工事費

概算工事費は、調査職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概算数量をもとに算出するものとする。

### (6) 施工計画書

施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

- (イ)概略工程表 (ロ)使用機械 (ハ)施工方法 (ニ)施工管理
- (ホ)仮設計画 (ヘ)必要法令手続き (ト)特記事項その他

## 第10条 再委託

- (1)契約書第8条第1項に規定する「主たる部分」とは、下表①に該当する内容をいう。
- (2)受注者は下表②に該当する内容の業務を再委託する場合、発注者の指示する書式(様式一1)により承諾を得なければならない。
- (3)受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。なお、協力者は、機構の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

		内 容
①	再委託不可の内容	1. 設計の総合調整マネジメント 2. 設計の中核となる図面の作成 3. 打合せ及び内容説明
②	あらかじめ承諾を得て再委託できる業務	一部専門分野の業務 [例]・構造設計 ・機械設備設計、電気設備設計 ・屋外設計(基盤、造園) ・ホール設計、音響設計、照明配光設計 ・積算 ・防災評定関係業務 ・各種診断業務
③	特に承諾を要しない業務	補助的な業務(軽微なもの) [例]・コピー、印刷、製本、資料収集、要約といった簡易な業務 ・トレース業務、模型製作、ペース作成、写真撮影 ・計算(日影、省エネルギー関係、防災関係) ・データ入力(CAD、電算)

## 第11条 照査の手順について

受注者は、別添照査フローチャート(別紙1)に従って、別に定める設計照査項目に基づき設計照査を行うこと。

照査は主要な区切り(3段階)毎に行うものとし、照査の手順は以下のとおりとする。

- (1)受注者は、照査報告①基本条件、②細部条件・構造細目、③成果品の時期について、あらかじめ機構調査員と打合せの上、業務計画書にそれぞれの照査報告時期を定め提出する。
- (2)受注者は、業務内容から判断して各段階毎に照査対象項目を抽出し、「対象欄」にレ印を付す。
- (3)照査技術者は、業務の各段階毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行う。照査を完了した項目について「照査欄」にレ印、「日付欄」に日付を記入する。
- (4)各照査段階において、照査内容が未定であったり、一度で確認が済まない場合や条件決定が順不同となる場合は、確認が済んだ事項にレ印と日付を記入し、未確認の事項が明確になるように徹底する。
- (5)照査項目の中に、複数の確認項目がある場合(例えば関係機関協議が複数ある場合)は、必ず「照査結果と理由欄」又は別紙を用いて確認済み項目が解るようにする。
- (6)照査内容の項目が漠然としており、発注者の認識と異なるおそれがあると判断する場合は、「照査結果と理由欄」等を用いて具体的な確認項目を明示する。  
(どのような理由で確認できたとしたのかを、手書きで記載すること)
- (7)照査技術者及び管理技術者の確認を受け受注者印欄に押印。各段階毎に機構に報告し、機構より各段階毎に照査状況の確認(印)を受けること。照査報告は、原則として照査時に用いた赤チェック(朱書き)の入った報告書、図面、数量計算書を提示して行うこと。
- (8)機構調査員は、受注者からの申し出に基づき、業務の各段階毎に照査状況を把握する。
- (9)業務内容、規模、重要度等により、照査内容項目を追加する必要がある場合は、照査技術者は、項目を追加して照査を行うものとする。又、修正設計等に本照査要領(案)を活用する場合は、業務に必要な照査内容項目を抽出して照査を行うこと。
- (10)照査技術者は、業務完了に伴い照査報告書をとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ発注者に提出し、照

査結果を報告し確認を受ける。又、提出に際しては、必要に応じて、提示資料欄に記載された資料、各種検討書等を別添資料として添付する。

(11) 業務の成果のうち主要な設計諸元、使用材料、応力計算等について、チェックのうえ、設計調書としてとりまとめ提出する。尚、各照査段階においても有効活用を図るものとする。

## 第2章 業務内容

### 第1条 業務の目的

都市機構が施行する東武動物公園駅西口土地区画整理事業は、東武動物公園駅西口の鉄道跡地及び既成市街地において、公共施設の整備改善と宅地整備及び市街地の形成を目的とした事業である。

本業務は、複数年にわたり整備を予定している道路・駅前広場、下水道の整備、電線共同溝整備、街区公園整備、住宅用地等の整備、既存施設の撤去等の工事設計図面の作成・実施数量の算出等の設計成果を得ることを目的として実施する。

### 第2条 使用する基準

本業務で使用する技術基準等は次のとおりとする。

#### (1) 関係法令等

- |                        |          |
|------------------------|----------|
| ・都市計画法                 | ・下水道法    |
| ・建築基準法                 |          |
| ・土地区画整理法               |          |
| ・道路法                   | ・道路交通法   |
| ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法    | ・土壤汚染対策法 |
| ・労働安全衛生法               | ・騒音規制法   |
| ・振動規制法                 |          |
| ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 |          |
| ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律      |          |
| ・その他                   |          |

#### (2) 使用する技術基準等

##### 【全体】

- |                      |                    |      |
|----------------------|--------------------|------|
| ・建設工事公衆災害防止対策要綱(土木編) | 平成 5 年 1 月 12 日    | 建設省  |
| ・建設副産物適正処理推進要綱       | 平成 14 年 5 月 30 日改正 | 建設省  |
| ・コンクリート標準示方書         | 2007 年版            | 土木学会 |

##### 【道路に関する一般基準】

- |                    |              |        |
|--------------------|--------------|--------|
| ・道路構造令の解説と運用       | 平成 16 年 2 月  | 日本道路協会 |
| ・舗装の構造に関する技術基準・同解説 | 平成 13 年 9 月版 | 日本道路協会 |
| ・舗装設計施工指針          | 平成 18 年 2 月版 | 日本道路協会 |
| ・防護柵の設置基準・同解説      | 平成 16 年 3 月  | 日本道路協会 |
| ・舗装施工便覧            | 平成 18 年 2 月版 | 日本道路協会 |
| ・道路土工指針            | 各種最新版        | 日本道路協会 |
| ・道路標識設置基準・同解説      |              | 日本道路協会 |
| ・道路照明施設基準・同解説      |              | 日本道路協会 |

・路面標示設置の手引き		交通工学研究会
・道路の移動等円滑化整備ガイドライン		(財)国土技術研究センター
・駅前広場計画指針		日本交通計画協会
・都市計画マニュアル II 都市施設 道路編		日本都市計画学会
<b>【電線共同溝に関する一般基準】</b>		
・電線共同溝	平成7年 11月版	(財)道路保全技術センター
・電線共同溝構造検討WG報告書		(財)道路保全技術センター
・電線共同溝管路材試験実施マニュアル(案)	平成 11年 1月版 (財)	道路保全技術センター
<b>【下水道に関する一般基準】</b>		
・下水道施設設計指針と解説		日本下水道協会
・下水道施設耐震設計指針		日本下水道協会
<b>【発注者の基準】</b>		
・基盤整備工事共通仕様書・施工関連基準	平成 20 年度版	独立行政法人都市再生機構
・宅地土工指針(案)	平成 20 年 4 月	独立行政法人都市再生機構
・宅地耐震設計マニュアル(案)	平成 20 年 4 月	独立行政法人都市再生機構
・宅地擁壁設計・施工の留意点	平成 20 年 7 月	独立行政法人都市再生機構
・軟弱地盤技術指針	平成 20 年 4 月	独立行政法人都市再生機構
・土壤汚染対策法の解説	平成 15 年 6 月	独立行政法人都市再生機構
・土地区画整理事業等における土壤汚染対応に関するガイドライン	平成 22 年 6 月	独立行政法人都市再生機構
・電線共同溝整備実務マニュアル(案)	平成 20 年 2 月	独立行政法人都市再生機構 東京都心支社
・設計照査の手引き	平成 12 年 4 月	都市基盤整備公団都市整備部
・土木工事施工条件明示の手引き(案)	平成 7 年 9 月	都市基盤整備公団
・土木工事図面作成要領(案)	平成 12 年 7 月	都市基盤整備公団都市整備部
・土木設計業務等の電子納品要領(案)	平成 16 年 7 月 1 日	独立行政法人都市再生機構 ニュータウン業務部
・CAD による土木工事図面作成要領(案)	平成 16 年 7 月 1 日	独立行政法人都市再生機構 ニュータウン業務部
・宅地造成工事防災図集	平成 14 年 3 月	都市基盤整備公団
・土木工事数量算出要領(案)	平成 20 年 4 月	独立行政法人都市再生機構
・工事工種体系ツリー図	平成 22 年 10 月	独立行政法人都市再生機構
・土木工事工種体系化細別用語定義集	平成 22 年 10 月	独立行政法人都市再生機構
・工事工種体系化モジュール内訳表平	成 22 年 10 月	独立行政法人都市再生機構
・造園設計図面作成の手引き	平成 15 年 6 月	独立行政法人都市再生機構
・造園施設標準設計図集	平成 19 年度版	独立行政法人都市再生機構
・造園施設設計資料集	平成 19 年	独立行私法人都市再生機構
・造園施設参考設計図集	平成 19 年	独立行私法人都市再生機構
・植栽基盤整備ハンドブック		独立行私法人都市再生機構

### 第3条 貸与する技術資料等

本業務で使用するため貸与する技術関係資料は次のとおりである。

- ・東武動物公園駅西口地区事業計画策定業務
- ・その他必要資料

#### 第4条 調査設計内容

##### (1) 現地調査

業務範囲(業務位置図：別紙2参照)について現地調査を行う。

###### ① 既存構造物等の把握

- ・業務範囲及びその周辺について、既存構造物の調査を行い実施設計に反映する。
- ・既存構造物については、その機能を確認し撤去対象物となる場合には、代替構造物の必要性及び撤去に伴う周辺環境への影響等を十分考慮し、撤去方法を含め詳細な検討を行う。
- ・既存構造物の把握を行った結果及び検討資料は、写真等を添付し記録として機構調査職員に報告を行う。

###### ② 木の繁茂状況の把握:

- ・業務範囲及びその周辺について草木の繁茂状況を調査し、枝・葉・幹・除根を含めた根茎までの処分量の推定を行い、実施設計に反映する。
- ・草木の伐採、除根の方法についても検討を行い、施工プロセスを明示し実施設計成果に反映すること。

###### ③ 周辺環境の調査:

- ・業務範囲及びその周辺について、整地工事施工による降雨時の土砂流出や、日照の変化、工事に伴う振動、騒音等に着目し、工事による環境変化を極力抑制するための方策を検討して実施設計に反映する。
- ・上記の検討過程は、記録として取りまとめ機構調査職員に報告を行うこと。

##### (2) 実施設計等

###### ① 整地設計

設計条件: 設計面積A=3.71ha、平均高低差 10m未満。

- ・造成設計及び小構造物等の設計、土量計算を行い整地工事に必要な整地設計図書作成(各種平面図、標準構造図、構造図、土運搬計画等)、積算に必要な数量を算出する。

###### ② プレイキャスト擁壁

設計条件: 1箇所、L=134m

- ・PC擁壁設置に必要な擁壁設計図書(平面図、標準構造図、割付図等)、積算に必要な数量を算出する。

###### ③ 道路設計

道路設計条件: 道路延長L=892m、道路勾配 3%未満、道路土工含まずとする。

路線番号	幅員	数量	適用
駅前通り線	16m	42m	両側歩道
中央通り線	19m	153m	両側歩道
区8-1、-2	8m	402m	単断面
区6-1、-2	6m	287m	〃
区4-1	4m	8m	〃
合計		892m	

・道路工事に必要な平面・縦横断の設計及び小構造物、街路照明、安全施設、街路植栽等の設計を行い、必要な道路設計図書作成(各種平面図、縦横断図、構造物等)、積算に必要な数量算出。

###### ④ 線共同溝(CCB)基本・実施設計

設計条件: 設計延長L=0.32km、区画整理地内、予備設計なし

・基本設計は最適な構造、線形、施工方法の選定、概算工事費算出を行う。また、基本設計を基づいて工事に必要な詳細構造の設計を行い、必要な電線共同溝設計図書作成(各種平面図、縦横断図、構造物等)、積算に必要な数量算出。

・整備計画書(2か年)を作成す。

#### ⑤駅前広場(シェルター含む)基本・実施設計

設計条件:設計面積A=3,500 m<sup>2</sup>、シェルターL=50m

基本設計は、基本計画の設定条件資料に基づき、駅前広場の現況施設、円滑な交通処理上の課題等について現地調査し、駅前広場の需要予測に基づく施設規模の算定を行い、駅前広場の整備のあり方について基本コンセプトを設定する。基本コンセプト及び設計条件を踏まえて、駅前広場に導入すべき施設の種類を設定し、施設規模を決定する。導入すべき機能及び各施設等について、効率的な施設配置や快適な利用等を考慮した動線・施設配置計画を検討する。基本設計平面図、標準断面図、標準構造図、概算工事費、イメージ図の作成等を基本設計図書としてまとめる。また、実施設計は本業務で行った基本設計の成果を踏まえ、駅前広場に係る各種検討を行い、課題の整理、計画立案を行い、今後の工事施工のための実施設計図書等適切な設計成果を得ることを目的として行う。

#### ⑥下水道設計

設計条件:開削工、管径Φ1,000mm以下、L=0.46km、道路勾配5%未満、山留工1箇所

・下水道工事に必要な管渠の平面、縦断、管種管基礎の設計及び山留等の設計を行い、必要な下水道設計図書作成(各種平面図、縦横断図、構造物、人孔等)、積算に必要な数量算出。

#### ⑦街区公園基本・実施設計

設計条件:設計面積A=1,500 m<sup>2</sup>、平均高低差1m以下、構想案2案、

・基本設計は完成イメージ、造成、排水等を考慮して設計行う。実施設計は造成平面図、確定図、(周辺)道路縦断図・排水詳細図等を参考に、公園工事に必要な平面図、及び各種小構造物の設計及び工事費積算に必要な工種別数量を行う。

### (3) 実施設計等内容(別紙設計位置図参照)

#### ① 現地調査及び既存資料の把握と整理(現況条件等の整理)

・既存資料(既存道路、地下埋設物、施設用地や宅地への供給施設)を確認の上、現地の確認を行い、設計上の課題の整理を行なう。

#### ② 整地実施設計

土地利用計画に基づき、用途廃止し、不要となる地区内の既存道路施設、下水道等地下埋設物施設、既存家屋基礎の撤去設計を行なうと共に換地計画にあわせた個別宅地の整地実施設計を行なう。

○宅地及び公共施設地盤高及び地区界整備計画の検討設計

○造成宅地の地耐力、沈下量(圧密・踏み込み)の検討設計

○土量配分計画の策定および土量計算(点高法20mメッシュ)

○伐開、伐根および工作物撤去工等準備工の検討設計

○工事用道路、生活道路、水路等及び飛散・騒音・汚濁防止等の仮設工の検討設計

○宅地完成後の流出抑制対策検討

○宅地供給施設設計(污水、雨水、水道等)

○施工計画書の作成

#### ④ レキャスト擁壁実施設計

既存資料を元に新設する擁壁の実施設計を行なう。

○宅地及び公共施設地盤高及び地区界整備計画の検討設計

○擁壁の平面、構造設計(擁壁割付、構造、基礎検討)

## ○施工計画書作成

### ⑤ 道路実施設計

既存資料を元に新設・改良する道路の実施設計を行なう。

道路実施設計には、道路照明施設、換地割に基づく各宅地への公共下水道樹、給水管などのインフラ供給施設の設置設計を含むものとする。

- 平面線形、縦横断線形の設計(道路構造令、造成、排水設計との整合)
- 交差点設計(隅切り、曲線半径、車線配置、照明、安全施設、信号機等)
- 道路構造物の平面、構造設計(街渠、取付管、排水施設、構造詳細)
- 浸透施設設計(浸透施設の選定、施設規模、配置検討)
- 舗装設計(舗装構成、路床 改良、安全施設等)
- 施工計画書の作成

### ⑥ 線共同溝基本・実施設計

既存資料を元に図書に示された基本事項、設計条件、既存資料、電線共同溝施工位置の地形、既設埋設物条件、沿道の条件に基づき、電線事業者やその他占用者等関係機関協議を経て合意形成の上で、電線共同溝基本・実施設計を行う。

○設計条件の整理検討

- 設計方針・整備案の検討
- 平面・縦断線形設計(計画平面図、横断図、縦断図)
- 管路部設計(管路部標準図、管路断面図、管路構造図)
- 特殊部設計(各種構造図、端壁配置図、鉄蓋・支持金物等詳細図)
- 地上機器部設計
- 仮設構造物
- 引込管路及び連系管路設計
- 関係機関との協議用資料作成
- 電線共同溝法令に関する資料の作成(路線指定公示用図書、占用申請の勧告手続き書類、建設負担金算定条件、整備計画書、意見照会)

### ⑦ 前広場基本・実施設計

基本設計は、基本設計平面図、標準断面図、標準構造図、概算工事費、イメージ図の作成等を作成。また、実施設計は本業務で行った基本設計の成果を踏まえ、駅前広場に係る各種検討を行い、今後の工事施工のための実施設計を行う。

#### ●駅前広場基本設計

- 基本条件の整理(現況の把握、上位・関連計画の把握、前提条件・計画条件等の整理)
- 設計方針の検討(基本コンセプトの設定、計画条件・レイアウトの検討)
- 整備案の検討(施設規模の算定、動線・施設配置の検討)
- バリアフリー・景観設計(施設の構造計画の検討)
- 施設計画(縦横断計画、排水計画、舗装計画、植栽および集計施設計画、交通安全施設計画、照明施設計画、電線類地化計画、その他施設計画(シェルター、サイン))
- 基本設計図の作成(基本計画案の確定・設計図の作成)
- 概算工事費の算定
- イメージ図の作成(A2、1枚)

#### ●駅前広場実施設計

- 基本事項の確認(基本設計)
- 詳細設計の検討(割付計画、計画高の設定上位計画等の整理、施設平面計画の設定)
- 施設設計(排水施設設計、道路および付帯構造物設計、舗装設計、バリアフリー施設設計、交通安全施設設計、照明施設設計、植栽及び修景設計、その他施設設計)
- シェルター設計(詳細検討、設計図作成、構造計算)

⑧ 下水道実施設計(別紙6参照)

既存資料を元に、整備する下水道の実施設計を行なう。

- 管渠平面縦断の設計検討
- 管基礎構造の検討
- 山留め構造の検討
- 既設管渠への接続検討
- 各宅地への取り出し管検討

⑨街区公園基本・実施設計

既往の上位計画や関連計画等を基に基本設計を行い、整備方針の設定を行うとともに、公園整備に必要な実施設計を行なう。

●街区公園基本設計

- 設計条件の整理
- 敷地条件・敷地利用形態の検討
- 設計方針の設定(パース作成を含む2案)
- 公園施設等の検討(植栽、施設、給排水、園路、電気設備等の素材、ディテールの検討含む)
- 施設等配置及び相互の調整
- 図面の作成
- 事業費(量)算出
- 設計説明資料の作成

●街区公園実施設計

- 基本事項の確認(基本設計)
- 造成設計
- 施設設計(遊具、パーゴラ、ベンチ等)
- 給排水設計
- 園路設計
- 植栽設計
- 電気設備設計
- 浸透施設設計

⑩上記①～⑨の設計における留意事項を下記に示す。

- 構造計算書作成
- 報告書作成
- 関係機関協議図書作成、
- 現地踏査の結果、現地と不整合な箇所が確認した場合は、適宜現況図を更新すること。
- 各設計の緒元を再度整理すること。
- 協議図面、発注図面に個人情報の記載がないよう、取り扱いには十分に留意すること。
- 東武動物公園駅西口地区整備スケジュールを基に適切な工事展開の検討を行うものとする。
- 工事実施にあたり必要な法令等を抽出し「届出チェックリスト」を作成すること。

(4)工事実施数量算出

上記(1)の実施設計成果を元に、発注者の指示する本特記仕様書第2章第2条(2)に示す方法にて数量の算出を行い、工事発注数量として取りまとめる。

また工事費算出にあたり必要となる除却物の撤去・処分費、土木施設材料の見積もり微収を適宜行なうものとする。

なお工事は、契約後監督員より貸与する事業整備スケジュールに基づき、概ね3ヵ年にて、段階毎に年度単位で整備する計画である。

設計図面・数量算出については、各年度の工事展開にあわせ工事単位で提出すること。工事本数は概ね24本

程度を予定している。

#### (5) 打合せ協議

調査職員と適宜設計打合せを行うとともに、関係者との会議に同行し、設計上必要な協議、調整を行う。実施設計完了後、工事着手前に監督員(発注者)・施工者・設計者による工事調整会議を開催するので、これに参加すること。打合せ回数は計3回を見込んでいる。

打合せした内容については、協議簿としてその都度調査職員に提出すること。

### 第3章 その他

#### 第1条 業務カルテの作成

受注者は、業務請負代金額100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、「業務カルテ」を作成し調査職員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより、又は公衆回線を通じてオンラインで提出するとともに、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを調査職員に提出しなければならない。提出の期限は、以下のとおりとする。

なお、業務カルテの作成にあたっては、別に定める「テクリス登録要領」を参考とする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) なお、履行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

#### 第2条 守秘義務

- (1) 受注者は、契約書第6条第1項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第7条第5項の承諾を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 本業務の遂行においては、一部個人情報を取り扱う場合がある。そのため、本業務の契約においては、請負契約書の締結のほか、「個人情報の保護に関する特約条項・重要な情報の保護に関する特約条項」を締結するものとする。

#### 第3条 業務の完了及び誤りの訂正

本業務の完了は、成果品を提出し、検査に合格した時点とする。

なお、検査の合格後であっても誤りが発見された場合には、請負者の負担で速やかにこれを訂正する。

#### 第4条 業務の成果品

提出する成果品は、下記のとおりとする。

項目	サイズ	成果品数		
(1) 報告書等 ①概要書 ②設計報告書 ③数量計算書 ④打合せ記録簿 ⑤照査報告書	A4版 〃 〃 〃 〃	金文字製本	3部	・他10部 仮綴 〃 〃 〃 3部
		〃	〃	
		〃	〃	
		〃	〃	
		〃	3部	
		白焼き原図 白焼き観音製本	1部 3部 1部 3部	
(2) 図面	A3版 〃			
(3) パース	A2版			
(4) データ	CD-R			報告書に添付

(5)その他				<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議図書</li> <li>・届出チェックリスト</li> <li>・見積書</li> </ul>
--------	--	--	--	---

成果品作成にあたっては、再生紙を使用するものとし、再生紙の仕様は別添-2「再生紙の仕様」による。尚、別紙の仕様が変更となった場合、又は、調達が困難な場合については、調査職員の指示によるものとする。

本業務にパソコンを使用する場合のOSはWindowsとし、ワープロソフトはWord、表計算ソフトはExcelとする。また、これを図面作成等のCADデータ(ソフトはautoCADとする)とともに電子媒体(CD-R)にコピーし、提出するものとする。なお、図面作成等に使用するファイル形式については、別に定める土木工事図面作成要領(案)による。

#### 第5条 提出書類仕様について

請負者は、仕様書で規定されている提出書類作成に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」の規定に基づく再生紙を使用するものとする。

#### 第6条 土木設計業務成績評定について

本業務は、業務成績評定対象業務である。

請負者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。

なお、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

#### 第7条 低価格による受注に関する調査について

(1)落札価格が予定価格の10分の7を乗じて得た額を下回ったときは、落札価格、業務履行体制及び業務履行状況に関する調査を実施するので協力されたい。

(2)調査においては、以下の調査資料の提出を求める。

当該価格で入札した理由(様式-2)

入札金額の積算内訳(様式-3)

業務実施体制(様式-4)

手持ち業務の状況(様式-5)

配置技術者名簿(様式-6)

過去に実施した同種又は類似の業務名及び発注者(様式-7)

(3)調査資料は、「低価格受注調査等対象業務通知書」により対象業務である旨の通知を行った日の翌日から起算して7日以内(土日祝日を含む)に提出すること。

なお、提出期限後の資料の差し替え及び再提出は出来ないのでご注意すること。

(4)資料の内容に関しては、入札の責任者(代表者、又はその権限代行者)及び管理技術者等から事情聴取を行う。なお、事情聴取の日時及び場所は対象となる者に追って連絡する。

(5)調査において、入札者が履行可能な理由として説明した事項は、確認事項として打合せ記録簿で提出することとし、業務履行状況の調査時にその内容を確認する。

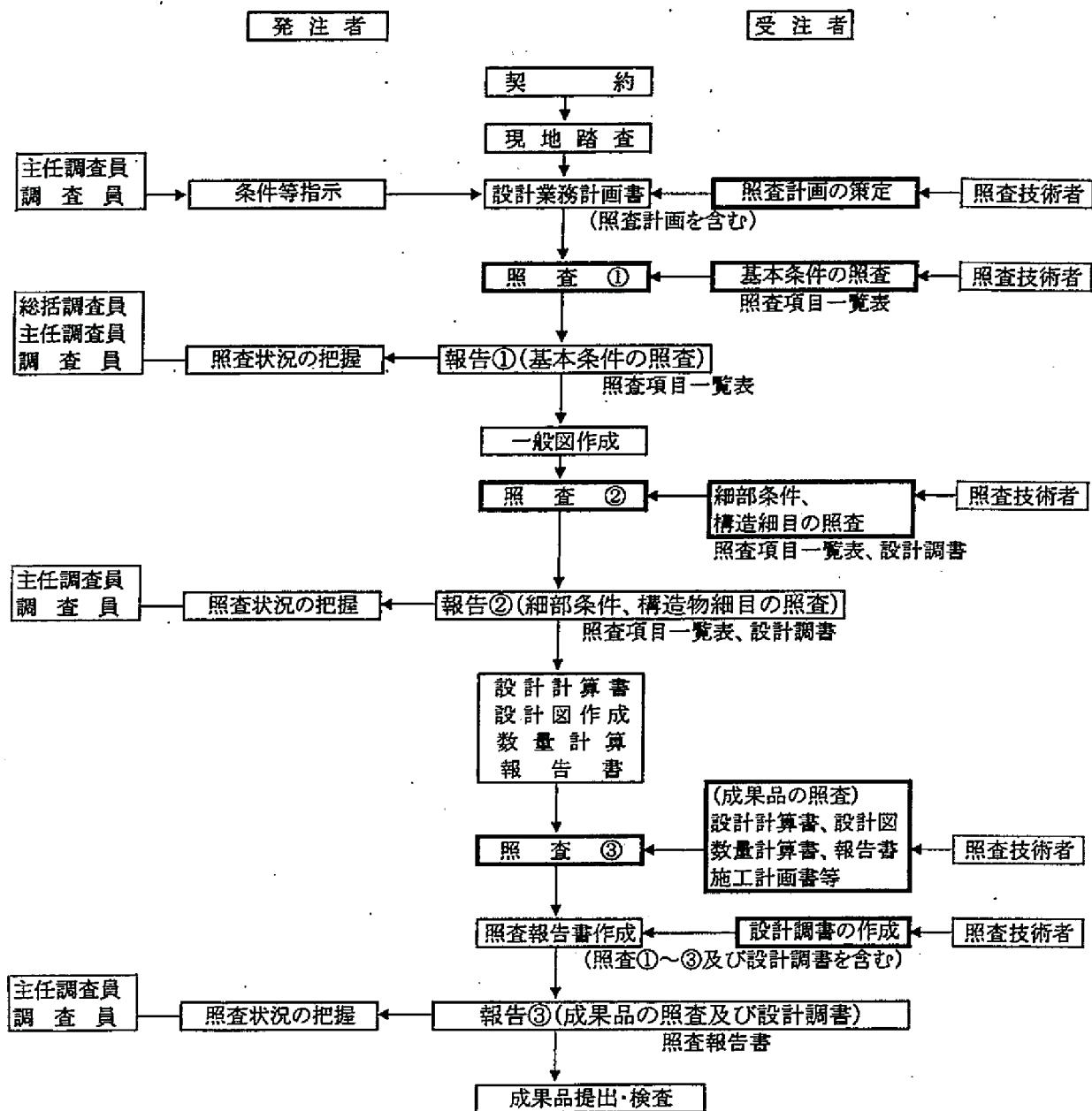
(6)調査対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は業務履行状況の調査の結果と入札時の調査の内容とが著しく乖離した場合(合理的な理由が確認できる場合を除く)は、業務成績評定点に厳格に反映するものとする。

また、調査資料の提出がなかった場合についても、業務成績評定点に厳格に反映することとなることを予め承知すること。

以上

# 別紙1

## 土木工事設計照査フローチャート



□ 受注者が実施する照査関連事項

注記 ※1) 照査②の段階より、設計調書の有効活用を図る。

※2) 工程に開わる照査・報告①②③の時期は、設計業務計画書提出時に打ち合わせにより設定する。

別紙2

東武動物公園駅西口地区 整地道路その他実施設計(設計概要図)

